

日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日野町内の医療・介護事業所（以下「事業所等」という。）で就労する人材の確保を目的に、奨学金の貸与を受け修学した者が、事業所等で現に有している資格に基づき従事している場合、その借り入れた奨学金の返還額（以下「返還金」という。）の一部を補助する日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関して、日野町補助金等交付規則（平成11年日野町規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象となる奨学金)

第2条 補助金の対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が行う奨学金
- (2) 鳥取県育英奨学金
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が認める奨学金

2 前項の各号の規定にかかわらず、返還免除要件が定められている奨学金の取り扱いについては、次の各号により行うものとする。

- (1) 全額免除 補助金の対象外とする。
- (2) 前号以外の免除 免除後の返還金残額を対象とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の申請ができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、短期大学、専修学校、高等学校（以下「大学等」という。）に進学するに当たり、奨学金の貸与を受けた者のうち、現に奨学金を返還しており、当該返還に滞納がない者。
- (2) 別表に定める資格を有する者で、有する資格に基づく業務に従事している者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としな

- (1) 他の公的制度による奨学金返還補助等を受けているとき。
- (2) 日野町暴力団排除条例（平成25年日野町条例第3号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (3) 条例第2条第1項に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであるとき。

(補助金額)

第4条 補助金の対象となる額は、補助金の交付申請を行う年度内の返還金の額とし、補助金額は、次の各号とする。

- (1) 返還金の額が年額24万円を超える場合 補助上限年額24万円
- (2) 返還金の額が年額24万円を超えない場合 返還金の全額

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付を受けた最初の年度から10年間とする。

2 日野町福祉人材確保型奨学金返還支援補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた年度と合わせ、10年間までを補助対象期間とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者のうち補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの（初回申請のみ）

- (2) 別表に定める資格の取得を証するもの（初回申請のみ）
 - (3) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
 - (4) 奨学金の借入残額を証するもの
 - (5) 在職証明書（様式第2号）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
- 2 申請書の提出は、毎年度5月末までに行うものとする。ただし、初めて交付申請する場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定して日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

（変更届）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次に掲げた項目に変更が生じた場合は、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金変更届（様式第4号）を町長に提出するものとする。

- (1) 氏名
 - (2) 住所
 - (3) 連絡先電話番号
 - (4) 返還方法
 - (5) 返還額
 - (6) 異動（町外の系列事業所等）
 - (7) 退職
- 2 町長は、交付決定者のうち、前4号、5号、6号による変更届を提出した者には、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金変更決定通知書（様式第5号。以下「変更決定通知」という。）により、変更となった補助対象期間及び補助金額を通知するものとする。
- 3 町長は、交付決定者のうち、前7号による変更届を提出した者には、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金中止通知書（様式第6号）を通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金をすべて返還したときは、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (2) 在職証明書（様式第2号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、補助金の額を確定し日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金に係る額の確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に、日野町生きいき働く医療・介護人材支援事業補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取り消し）

第12条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた

ことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であって、当該取り消し前に既に補助金を交付しているときは、交付決定者に補助金の全額を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年5月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

補助対象資格
介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師、看護師、助産師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、管理栄養士